

コンクリート圧送施工職種(コンクリート圧送工仕事業)

<p>作業の定義</p>	<p>建設現場等に運搬された生コンクリート(レディミクストコンクリート)を、コンクリートポンプ(コンクリートポンプ車)と輸送管機材等を使用して、機械的圧力により所定の箇所又は所定の型枠内に圧送し配分(建設現場等で生コンクリートを流しこむこと。)する作業をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p> <p>(1)コンクリート圧送工仕事業 ①輸送管の配管作業 ②筒先作業 ③輸送管等の洗浄作業</p>	<p>第2号技能実習</p> <p>(1)コンクリート圧送工仕事業 ①コンクリート圧送工仕事の段取り作業 ②輸送管の配管作業 1.輸送管の使用の可否の判別作業 2.輸送管の配管作業 3.閉塞時の処理作業 ③コンクリートポンプ及び関連装置の操作作業 1.コンクリートポンプの点検作業 2.コンクリートポンプの操作作業 3.コンクリートポンプの故障箇所の判断及びその処置 4.関連装置の操作作業 ④筒先作業 ⑤圧送(ホッパ)装置及び輸送管の洗浄作業</p>	<p>第3号技能実習</p> <p>(1)コンクリート圧送工仕事業 ①コンクリート圧送工仕事の段取り作業 ②輸送管の配管作業 1.輸送管の使用の可否の判別作業 2.輸送管の配管作業 3.閉塞時の処理作業 ③コンクリートポンプ及び関連装置の操作作業 1.コンクリートポンプの点検作業 2.コンクリートポンプの操作作業 3.コンクリートポンプの故障箇所の判断及びその処置 4.関連装置の操作作業 ④筒先作業及びワーカビリティ(コンクリートの軟度)判別作業 ⑤圧送(ホッパ)装置及び輸送管の洗浄作業 ⑥施工図の読図作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務</p> <p>①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③コンクリート圧送施工職種に必要な整理整頓作業 ④コンクリート圧送施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連業務 ①コンクリートポンプの保守管理作業 ②コンクリートポンプの整備作業 ③コンクリート圧送装置の保守管理作業 ④コンクリート圧送装置の整備作業 ⑤コンクリート圧送関連機械等の保守管理作業 ⑥コンクリート圧送関連機械等の整備作業 ⑦コンクリート圧送工仕事の施工計画立案作業 (2)周辺業務 ①コンクリートポンプ車の運転作業(自動車に応じた自動車運転免許が必要。) (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務)上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>生コンクリート(レディミクストコンクリート)(一つ以上必ず使用すること。) 1.普通生コンクリート(標準品) 2.普通生コンクリート(特注品) 3.軽量生コンクリート(標準品) 4.軽量生コンクリート(特注品) 5.その他の生コンクリート(高強度・高流動コンクリート等)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等 1)コンクリート運搬機械(1.又は2.を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。) 1.コンクリートポンプ 2.コンクリートポンプ車(ブーム付き含む) 3.コンクリートディストリビュータ 2)輸送管及び付属機器等(必要に応じて使用すること。) 1.直管[圧送負荷に応じた圧力区分(高圧・中圧・標準圧等)及び肉厚の種類がある。] 2.ベント管(曲り管) 3.テーパ管(絞り管) 4.ジョイント[継手:圧送負荷に応じた圧力区分(高圧・中圧・標準圧等)の種類がある。] 5.ドッキングホース(中間ホース・トランスファホース) 6.先端ホース(フレキシブルホース・筒先ホース) 7.ストップバルブ(逆止弁) 8.クリーナ受け 9.配管支持台及び緩衝材 10.落下防止装置(安全ワイヤ等) 3)関連機械(必要に応じて使用すること。) 1.コンプレッサ 2.水ポンプ ②器具等(2を必ず使用し、他は必要に応じて使用すること。) 1.各種手工具類 2.各種保護具[保護帽、安全帯、ゴム手袋、長靴(安全靴)等]</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>一連のコンクリート圧送工仕事業[コンクリート圧送工仕事の段取り作業、輸送管の配管作業、コンクリートポンプ及び関連装置の操作作業(特別教育修了が必要。)、筒先作業、圧送装置及び輸送管の洗浄作業等]が製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.生コンクリート製造作業 2.型枠工仕事業 3.鉄筋組立て作業 4.防水施工作業 5.エーエルシーパネル施工作業 6.造園作業 7.左官作業 8.ブロック建築作業 9.現場作業がない場合 10.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		